

「県税の広報活動に関するアンケート」の実施結果報告

「県税の広報活動に関するアンケート」の結果を下記のとおり報告いたします。

アンケートにご協力いただきました回答者の皆様に厚くお礼申し上げます。

アンケートの結果につきましては、今後の県税の広報業務等の参考とさせていただきます。

アンケート概要

1 アンケート実施期間

平成25年1月11日（金）から2月12日（火）まで

2 回答率等

対象者数 1332人

回答者 889人

回答率 66.7%

3 回答者の属性

性別【男性494人（55.6%）】 【女性395人（44.4%）】

年代別

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
人数	81人	175人	238人	212人	142人	41人
割合	9.1%	19.7%	26.8%	23.8%	16.0%	4.6%

地域別

	北勢	中勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人数	423人	263人	98人	79人	26人
割合	47.6%	29.6%	11.0%	8.9%	2.9%

※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡

中勢：津市、松阪市、多気郡 伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡

伊賀：名張市、伊賀市 東紀州：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

アンケート概要

Q1 自動車税の納期に関する情報源について（1）

自動車税の納期限は5月31日となっていますが、この情報をどの媒体から得ることが多いですか？

（※ 複数回答可）

① 県のホームページ	20人	2.2%	⑥ 新聞	42人	4.7%
② 県政だよりみえ	117人	13.2%	⑦ ポスター	35人	3.9%
③ インターネット	13人	1.5%	⑧ 納税通知書	797人	89.7%
④ ラジオ	34人	3.8%	⑨ その他	24人	2.7%
⑤ テレビ	30人	3.4%	⑩ 知らない	33人	3.7%

【補足】

⑨の「その他」としては、「以前から知っている 9人」「家族、友人から 5人」などがありました。

【分析】

全体の9割近い方が、納税通知書から情報を得たとお答えいただいたことから、納税通知と同時にを行う広報は効果が高いことが分かりました。また、13.2%の方が「県政だよりみえ」との答えもいただいております、他の媒体よりも広報の効果が高いことが分かりました。

広報の効果をより高めるため、取り組みをさらに進めていきたいと考えます。

Q2 自動車税の納期に関する情報源について（2）

Q1の選択肢のほかに、どのような広報媒体や内容が有効か、ご意見をお聴かせください。（自由回答）

【分析】

自動車税における有効な広報媒体や内容について451件のご意見をいただきました。

納税通知書のみで十分であるとの意見もありましたが、テレビ・新聞などのマスメディアやポスターは有効な広報媒体であるとの意見も多くありました。

その他、メールやインターネットの活用、自動車関連店舗等や勤務先からのお知らせ、回覧板の活用など、様々な広報媒体による提案をいただきました。

また、広報内容については、滞納処分や延滞金のことも広報すべきであるとの意見がありました。

いただきましたご意見については、費用対効果などを検討し、今後の広報活動の参考にさせていただきます。

Q3 滞納者への対応について（1）

県では、納期内に納税を済ませた方との公平を図るため、納税意思を示さない滞納者に対して、差押え等の滞納処分を行うなど、厳しい態度で臨んでいますが、このことをご存じでしたか。

① 知っている	458人	51.5%
② 知らない	431人	48.5%

Q4 滞納者への対応について（2）

Q3で「知っている」と答えた方にお聴きします。その情報源を教えてください。

① 県のホームページ	21人	4.6%	⑥ 懸垂幕・横断幕	10人	2.2%
② 県政だよりみえ	114人	24.9%	⑦ 人づて・口コミ	182人	39.7%
③ ラジオ	23人	5.0%	⑧ その他	51人	11.1%
④ テレビ	94人	20.5%			
⑤ 新聞	114人	24.9%			

【分析】

Q3で「知っている」と答えた方にその情報源をお尋ねしました。

滞納処分に関する広報として、県では毎年「差押強化月間（12～1月）」に伴う県政だよりへの記事の掲載と報道提供、および年間を通しての県税HPへの記事の掲載を行ってきました。

今回の結果では、人づて・口コミが39.7%、県政だよりみえと新聞がそれぞれ24.9%と続き、また、その他と回答した51人の中には、職場や業務上（11人）、滞納者から（2人）との回答もいただきました。

県政だより等の広報媒体と合わせて、県が実際に行っている滞納者に対する財産調査や差押処分などの滞納整理の強化により、県民の皆様を理解・浸透が進んでいることがわかります。

これは、将来の滞納を防止することにつながるものと考えます。

Q5 滞納者への対応について（3）

県が行っている差押え等の滞納処分について、ご意見をお聴かせください。（自由回答）

【分析】

県が行っている差押等滞納処分に関しての自由記入の設問に対しては、463人の方から回答をいただきました。多くのご意見ありがとうございました。いただいたご意見は、県税徴収部門の職員で共有するとともに今後の徴収施策の参考とさせていただきます。

主な意見としては、「もっと厳しくすべきである」「きちんと納税している人が納得いくように」「公平のために厳しく対応してほしい」など、「納税は義務なので滞納処分は当然である」との意見が多数を占める一方、「（納付できない）やむをえない事情がある人に対しては、その事情を考慮して対応することが必要」という声がありました。

また、「滞納処分を知らない人も多い」、「滞納した場合の処分についての情報」や「滞納の件数や処分による効果」などをもっと広報すべきという意見も多くいただきました。

その他、以下のような趣旨のご意見もありました。

- ・滞納処分は迅速に行うべき
- ・学校で納税義務をもっと教える
- ・未納者のために無駄な稼働や税金を使うことはやめてほしい
- ・処分にかかる費用が納税額を上回るとしても、しっかり行うべき など

「税は納期限内に納めるもの」、「滞納は社会のルール違反」という考えのもと、納める資力があるのに納めない滞納者に対しては、納期限内にきちんと納付した人との公平性を保つため、今後も引き続き厳正な対応をしてまいります。

また、県税事務所では、やむを得ない理由で一時的に税金を納めることが困難な方については、納付計画等の相談に応じております。

滞納処分に関する広報については、県民のみなさんに、より理解を深めていただけるよう県政だよりに掲載する記事やホームページの内容を見直していきます。

滞納処分に関する情報は以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/30592017937.htm>

インターネット公売に関する情報は以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16345017889.htm>

Q 6 不正軽油撲滅対策の取組について(1)

トラック等の大型自動車に使われているディーゼルエンジンは、その燃料として、軽油が用いられています。

その軽油には、県税として1リットルあたり32.1円の軽油引取税が課されています。

近年、その軽油に軽油引取税が課税されていない灯油や重油を混ぜて不正軽油を製造し、軽油引取税を免がれようとする事案が発生しています。

あなたはこのような事案をご存じですか？

- | | | |
|-------|------|-------|
| ① はい | 415人 | 46.7% |
| ② いいえ | 474人 | 53.3% |

【分析】

不正軽油を製造し、軽油引取税を免れようとする事案をご存じかお尋ねしたところ、半数近くの方(46.7%)から知っているとの回答をいただきました。

引き続き不正軽油の製造・流通・使用を断ち切り、適正な軽油の流通を図っていくため、不正軽油撲滅対策について県民の皆さまの理解を深めていただくよう周知を図っていきたいと考えています。

不正軽油撲滅対策の取組については、詳しくは以下のホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000272326.pdf>

をご覧ください。

Q 7 不正軽油撲滅対策の取組について(2)

三重県では、不正軽油撲滅のため、さまざまな取り組みを行っています。

以下のうち、あなたが知っている取り組みを教えてください。(複数回答可)

- | | | |
|-----------------------------|------|-------|
| ① トラック等からの燃料の抜き取り調査 | 169人 | 19.0% |
| ② 販売店(ガソリンスタンド等)への調査 | 190人 | 21.4% |
| ③ 不正軽油110番の設置 | 25人 | 2.8% |
| ④ ポスター掲示・チラシ配布等による不正軽油撲滅のPR | 151人 | 17.0% |
| ⑤ その他 | 7人 | 0.8% |
| ⑥ どれも知らない | 562人 | 63.2% |

【分析】

三重県では、不正軽油撲滅のため、さまざまな取組を行っていますが、その内容を知っているかについてお尋ねしたところ、「販売店(ガソリンスタンド等)への調査」が最も多い

回答となりました。

特に、県民の皆さまから広く不正軽油に関する情報を電話で受ける「不正軽油110番」の認知度が低いことから、そのねらいや利用方法等について情報提供を行い、県民の皆さまに不正軽油に関するより多くの情報をいただけるよう努めていきます。

Q8 不正軽油撲滅に有効な広報手段について

不正軽油撲滅のためには、どのような広報が有効だと思われますか。

以下のなかから1つ選んでください。

① ポスター掲示・チラシ配布等による不正軽油撲滅のPR	133人	15.0%
② 県政だより等による不正軽油撲滅の取組内容の周知	42人	4.7%
③ トラック等からの燃料の抜き取り調査（路上抜取調査）結果の報道提供やホームページでの公開	371人	41.7%
④ 県民の皆さまからの情報を受付ける「不正軽油110番」の窓口（電話059-224-2980）案内や不正軽油対応事例の紹介	106人	11.9%
⑤ その他	60人	6.7%
⑥ 不正軽油をよく知らないので、どのような広報が有効かわからない	177人	19.9%

【分析】

不正軽油撲滅のために、どのような広報が有効かについてお尋ねしたところ、「トラック等からの燃料の抜き取り調査結果の報道提供やホームページでの公開」が41.7%と最も高い結果となりました。

引き続き、不正軽油撲滅に向けたさまざまな取組について、報道提供やホームページでの公開を行っていきます。

また、その他の広報手段や不正軽油撲滅に向けた取組について、以下のようなご意見もいただきました。

- ・テレビ・ラジオによる広報
- ・罰則の強化
- ・不正軽油に関わった業者等の公表

今後、皆さまからいただいたご意見を参考に、不正軽油撲滅に向けた広報活動や取組の推進に努めていきます。

Q9 県税や県税事務所に関する意見

最後に、県税や県税事務所に関するご意見をお聴かせください。（自由記載）

【分析】

県税や県税事務所に関するご意見を伺いました。

県税事務所の対応・業務に対する意見をはじめ、税制度や税の使い途まで、幅広いご意見をいただきました。

その中で県税の納付機会の拡大についてのご意見がございましたが、平成26年度より、自動車税の定期課税において、「クレジットカード納税」が新たに導入される予定です。

皆様からいただいたご意見については、今後の税務行政運営に活かしてまいります。

なお、県税については、毎月の「県政だよりみえ」のコラムでも紹介していますので、ぜひご覧ください。

多くのご意見をいただきありがとうございました。